

関係者 各位

九州農政局
佐賀農政事務所

農産物検査証明の表示が付されている使用済み空袋の
適切な取扱いについて

国民が安心して食生活を送るためには、安全な食品の供給に加えて、「食」に対する消費者の信頼が得られるようにすることが極めて重要となっています。



こうした中で、消費者等から農産物検査証明の表示の付してある空袋に別の米が入れられて再度流通するのではないかと指摘が寄せられています。

この使用済みの検査証明空袋の取扱いについては、農産物検査法の規定により、検査の証明等の表示を除去し、又は抹消した後でなければ使用済みの検査証明空袋に再び米を入れて流通させてはならないことになっており、これに違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとなっております。

つきましては、使用済みの検査証明空袋を販売又は再使用する場合には、別紙「検査証明等の表示を抹消する場合の例」により検査の証明等の表示を除去し又は抹消していただきますようお願いいたします。

(別紙1)

検査の証明等の表示を抹消する場合の例

検査証明書		
平成19年産	水稻うるち玄米	
銘柄	県産コシヒカリ	
正味重量規格 30 kg		
皆掛重量 30.5 kg		
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。		
		検査協会
		

検査請求者記載欄

検査請求者 農林太郎
住所 県市町
代理人 商店
住所 県市××町
生産地 県
品 種 名 (コ シ ヒ カ リ)